

本訴：平成26年（ワ）第29256号 損害賠償請求事件

反訴：平成27年（ワ）第25495号 損害賠償請求事件

本訴原告・反訴被告 阿部宣男

本訴被告・反訴原告 松崎 参

平成27年11月4日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

反訴状に対する答弁

反訴被告訴訟代理人弁護士 小 川 隆太郎



同 小田川 綾 音



同 高 井 信 也



同 中 島 広 勝



同 永 里 桂太郎



同 細 川 潔



同 本 田 麻奈弥



同 山 下 優 子



同 渡 邊 彰 悟



第 1 反訴請求の趣旨に対する答弁

- 1 反訴原告の請求を棄却する
- 2 反訴訴訟費用は反訴原告の負担とする。

との判決を求める。

第 2 反訴請求の原因に対する認否

- 1 反訴請求原因 1 に対して

認める。

- 2 反訴請求原因 2 に対して

そもそも 2 の部分は、反訴の名誉棄損として問題としている内容との関連性がない。反訴被告としては現時点において認否の必要を認めない。

ただ、板橋区による反訴被告に対する懲戒免職処分については、取消訴訟が提起されており、現在審理中であることは述べておく（東京地裁平成 26 年（行ウ）第 256 号 懲戒処分取消等請求事件）。

- 3 反訴請求の原因 3 に対して

3 (1) 及び (2) は認める。

3 (3) 本文及び①は認める。

3 (3) ②については、括弧書きの記事が存在することは認めるが、反訴被告が括弧書きのとおり述べたとする点については下記のとおり認否する。

②第 1 括弧 大熊町にかかわる記述は認めるが、「跡地利用に絡む利権政治」については、事実として述べたのではなく、そのような噂の存在することを伝えただけに過ぎない。

②第 2 括弧 上記同様に噂の存在することを伝えただけに過ぎず、事実として伝えたのではない。

②第 3 括弧 反訴被告の発言として認める。

3 (3) ③ の部分は反訴原告の認識評価の部分であり、反訴被告の認否の限

りではない。

3 (3) ④ 第1段落について、上記②のところで述べた通りであって、反訴被告が「全く虚偽の事実を述べ」とする点は否認する。

同第2段落について、反訴被告としては、取材に応じてすでに噂として流れていることを伝えたに過ぎず、その内容がそのまま報道されるとも考えていなかった。従って反訴被告が上記②で伝えている内容がそのまま記事になって公表されるとも考えていなかったのであり、「不特定多数の人にその発言が記事となって伝わることを当然認識認容して」いたものでもなく、この点は否認する。

同第3及び第4段落は不知。第5段落は争う。

第3 反訴被告の反訴請求に対する主張

1 情報提供者に対する名誉棄損に基づく損害賠償責任の原則について

(1) 情報提供行為と記事公表による社会的信用の低下との間に必要とされる相当因果関係

ア 原則としての相当因果関係の欠落

情報提供者が存在し、その情報を新聞や雑誌の媒体が公にした場合の情報提供者の責任については多くの判例において次のような原則が示されている。

「雑誌出版社により公表された記事による名誉毀損が問題とされる場合、その情報提供者に対し不法行為責任を問うためには、当該情報提供者に故意または過失を要するとともに、その情報提供行為と名誉を毀損したとされる当該記事との間に相当因果関係が認められることを要する。

そして、一般に雑誌記事の編集権はその出版社が独占的に有するものであるから、雑誌出版社の取材を受けた者がその取材に対応して何らかの発言をした場合でも、公的機関による公式の記者会見を通じた情報提供の場合を除けば、出版社による裏付け取材や独自の編集作業による情報の取捨選択等の過程を経て記事が作成されるのが通常であり、被取材者としても、その発言内容がそのままの形で雑誌に掲載されるとは予見

していないのが通常である。したがって、仮に被取材者が、取材側の雑誌出版社に対して第三者の社会的評価を低下させるような発言をした事実があっても、その発言行為と、その発言を取材資料として編集された記事の公表によって生じた第三者の社会的評価の低下との間には、原則として相当因果関係が欠けると解するのが相当である。」

(東京地裁平成 11 年 7 月 19 日付判決，以下「判決①」)

この判決は、例えば東京地裁平成13年7月30日付判決（以下「判決②」）においても、同様の原則として踏襲され、司法判断における原則
ということが出来るものである。

イ 相当因果関係が認められる例外的な場合について

ただ、この原則にも例外が認められ、第1に、「出版社の取材を受けた者が、取材における自らの発言をそのまま雑誌へ掲載することについて、あらかじめ出版社と意思を通じた上で、取材において第三者の社会的評価を低下させる内容の発言をしたというような特段の事情が認められる場合においては、被取材者の発言と当該記事の掲載によって生じた第三者の社会的評価の低下との間に相当因果関係を認めることができる
というべきである。」（判例①から引用：下線部は反訴被告代理人）とされている。

第2の例外として考えられているのは、「取材に対する発言が、取材当時、情報提供者が置かれた立場を考慮してもなお著しく不当であること」が挙げられている（判決②から引用：下線部は反訴被告代理人）。

(2) 各判決における情報提供者の責任の否定

ア 判決①

同判決では、講談社の週刊現代に掲載された記事が問題となったもので、判決は講談社と編集長への責任を認容したものの、情報提供者については、上記の例外1の趣旨に沿って、その責任を否定している。その判示部分は下記のとおりである。

「本件についてみるに、本件取材当時、被告甲野らは被告講談社の発行する週刊現代の記者の取材であることを認識しつつ、その取材に応じて本件発言部分の趣旨の発言をしていたことから自らの発言内容の一部が右雑誌記事に掲載されるかもしれないことについて、被告甲野らはその認識を有していたことは推認できるものの、それ以上に、自らの発言をそのまま右雑誌記事に掲載することにつき、被告甲野らがあらかじめ被告講談社と意思を通じていた事実については、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。

(中略)

被告春子については、本件取材当時から、甲野市議の遺族として甲野市議の死亡に原告が関与しているのではないかとの強い疑いを有しており、甲野市議の死亡直後から甲野市議の議員活動の拠点であった事務所に詰めて他のマスコミからの取材に応じ、右疑惑の存在を繰り返し指摘していたことが認められる。

したがって、被告春子は、被告講談社の取材に対しても、自らの持つ右疑いが右雑誌記事へ掲載されることを意欲していたことが窺われるところである。

しかしながら、被告春子がいくら自らの発言内容の右雑誌記事への掲載を意欲したところで、右雑誌の編集権を発行者である被告講談社が独占している以上、被告講談社との間に意思の連絡が認められない限り、本件春子発言部分の趣旨の発言が記事として雑誌に掲載されるかどうか、掲載されるとして右発言のどの部分がどの程度のスペースで掲載されるのか、またどのような形で掲載されるのか(発言内容を引用する形で掲載するのか、発言内容を事実として掲載するのか)等を予見することは困難である。そして、被告春子と被告講談社との間に、本件春子発言部分の本誌への掲載公表について意思の連絡があった事実は、本件全証拠を総合してもこれを認めるに足りない。」(下線部は反訴被告代理人)

イ 判決②

同判決は、『週刊新潮』が、血友病治療の第一人者といわれた「エイズ研究班」の主任研究員であった医師につきエイズ薬害の元凶であり殺人被疑者である旨の記事を掲載したところ、名誉毀損として慰謝料三〇〇万円の支払いが命じられた事例であるが、この事件においても情報提供者が被告になっており、その被告の責任は以下のとおり論じられ、情報提供者の責任は否定されている。なお、以下判示中の情報提供者＝被告保田は血友病患者でもあり薬害エイズ訴訟の原告代理人を務めてもいた人物である。この判決では、上記の例外1と例外2について各々検討が加えられている（判示においては、はじめに例外2が論じられ、その後例外1が論じられている）。

「情報提供者である被告保田が原告に対し、名誉毀損に基づく責任を負うというためには、引用された被告保田発言部分2、3が当時の被告保田の置かれた状況に照らして著しく不相当であり、かつ、被告保田の情報提供行為と原告の名誉等を毀損したとされる当該記事との間に相当因果関係が認められることが必要である。

…被告保田の血友病患者としての立場に照らすと、原告を患者のことをこれっぽっちも考えていない人間であると論評することは、未だ、著しく不相当な論評には当たらないと解するのが相当である。また、被告保田発言部分3についても、被告保田は、自らの発言の一部が、本件週刊誌に掲載される可能性が高いことについて認識していたことは認められるものの、他方で、取材した記者に対し、自らも伝え聞いたことを明らかにしてコメントしているのであるから、被告新潮社が裏付けをとることを当然予期していたと推認できるし、それ以上に、被告保田が、自らの発言をそのまま記事として引用することについて、予め、被告新潮社と意思を通じていたと認めるに足りる証拠も存在しない。」（下線部は反訴被告代理人）

(3) 本件反訴被告の行為について

本件の反訴被告も日経BP社や取材者に対する関係で情報提供者であり、

その責任が論じられるためには、この相当因果関係が認められなければならない。

ア 例外1の該当性の有無について

判例の基本的な判断に従い、はじめに「あらかじめ出版社と意思を通じた上で、取材において第三者の社会的評価を低下させる内容の発言をしたというような特段の事情が認められる」か否かについて検討する。

反訴被告は、日経 BP 及び当該記事を作成した吉野記者とも特別な関係がなく、今回の記事が「あらかじめ…意思を通じて」作成・公表されたという関係にないことは明らかである。判例の指摘する「特段の事情」は認められない。

イ 例外2の該当性の有無について

次に、「取材に対する発言が、取材当時、情報提供者が置かれた立場を考慮してもなお著しく不当である」と認められるかどうかについて検討する。

情報提供者である反訴被告は、平成26年3月28日付けで板橋区から懲戒免職処分を受けているのであるが、反訴原告はその懲戒処分以前の平成26年2月から、反訴被告への名誉棄損行為を繰り返すようになった（この内容については本訴訴状「名誉棄損行為等一覧表」記載の日時・内容を参照）。

反訴被告は一度反訴原告との面談の機会を平成26年7月に設けたものの、結局反訴原告の行為が止むことはなかったため、同年11月に本訴の提訴に踏み切ったのである。

反訴原告による名誉棄損行為は、反訴被告にとってみれば耐え難く、そして執拗に継続されたものであり（現在も継続中である）、その故に本訴において平成27年4月9日付けで請求の変更申立をして、損害額を拡張したのである。

本件で問題となっている取材と記事の掲載は、本訴提起後から変更申立の間になされたものであった。反訴被告としてみれば、まさに本訴訴状及び請求の変更申立書記載のとおり、反訴原告によって執拗に継続して行われた人格的な攻撃に対して精神的なダメージを相当に被っていたのであり、その立場にある者として、すでにそれまでに Web 上で指摘されていた内容（後述。

なお、反訴原告自身が facebook で引用し、拡散を呼びかけている。) を伝えただけ過ぎないのであって、そのこと自体が著しく不相当な表現ということはいえない。反訴被告はその事実を自らの認識する事実として伝えたわけではないことは言うまでもない。客観的には社会的な対立関係にあったことは当然に取材する側も認識する状況にあったのであるから、反訴被告が伝えた Web 上で指摘されている内容について、提供された情報を報道機関において「独自の取材と報道機関の独自の判断により報道の有無」を決することになるのが当然であり、反訴被告としてもそのまま掲載されることを想定して取材に応じたものでもなかったし、しかも、掲載前に記事内容の確認を求められたこともなかったのであるから、反訴被告の行為をもって著しく不相当と判断することはできない。

ウ まとめ

以上のおりであるので、情報提供者である反訴被告の情報提供と、これを日経 BP 社が編集して公表した記事によって反訴原告において生じたとする社会的評価の低下（この低下そのものが存在するか否かの詳細は次項で論ずる）の間には因果関係が認められず、反訴被告の責任は発生しない。

2 本件記事の内容が反訴原告の社会的信用を失墜したとは認められないこと

(1) 別のブログでの同様の内容の掲載

そもそも、今般問題にされている内容は、反訴被告が日経 BP 社に情報提供した平成 27 年 2 月 6 日より約 1 年も前の平成 26 年 3 月には Web 上に掲示され始めており、「日本共産党・民青同盟悪魔の辞典+キンピー問題笑える査問録音公開中」と題するブログ（以下「別ブログ」という）において取り上げられ始めたものである（甲 35）。

「14. 政治将校@ぴょんさま 2014 年 03 月 30 日 15:11

阿部博士は知人で、立派な仕事をした人です。日共区議、松崎いたるの批判は根拠のない不当な攻撃と判断しました。

そこで、各方面に手をまわして阿部博士を不当な攻撃から守るためにで

きることをしようと思います。

もし、なにかしらの情報や協力依頼がございますなら、ここの管理人さんのアドレスに DM をいただければ幸いです。

一見したところ、区当局と手を組んだ共産党区議団が石神井川に住民運動と共に清流とホテルを取り戻した阿部博士を追い出そうとしているようです。

実は阿部博士は現在、政府にはたらきかけて福島原発の除染事業にも自分たちによって開発した技術を生かしてもらおうと努力し、ある程度の成果をあげて「原発村」科学者を震撼させているところです。一部の東電関係者も阿部博士の方式を支持しはじめたところ、各所から不当な攻撃が起き始めてきました。

私はかつて与党側から阿部博士の取り組みに協力していたので、ただごとでないものを感じています。どうか、情報提供だけでもいただければ幸いです。

15. 仮) 山田二郎 2014年03月30日 16:51

えーと、結局のところ松崎いたると言う男は何を言いたいんでしょうか？

16. 政治将校@仮) 山田二郎さま 2014年03月31日 11:58

わかりにくいやりとりをして、申し訳ないのですが、調べたところ、ある種の建設利権問題で板橋区議会の自民党と共産党が共闘し、その妨げになる施設の責任者を「懲戒免職」に追い込む策謀がされたとの確証をつかみました。

どうも免職された側は法的措置も検討しているようですが（一方で、故意ではないミスで区財政に損害を与えてはいるそうです）、見通しがまだ不透明なので、共産党区議団及び松崎区議の悪質性があらわにできそうなら、同志管理人と相談して取り上げてもらうようにしたいと思います。

板橋の自民、共産が邪魔者扱いする施設は、練馬区の共産党員や支持者も協力して実現した自然保護研究機関なんです、それよりも儲かるもの優先なのが松崎らの本心なようです。板橋共産党は、昔から自民とつるんで利権に走るクセがありましたよ。

17. 仮) 山田二郎@政治将校さま 2014年03月31日 13:05

ご説明&捕捉ありがとうございます。

あっちでもこっちでも(悪い意味で)自共共闘やっとなるんですね。」

(下線部は本件記事と関連する内容と思料されるので、反訴被告代理人において引いたものである)

(2) 別ブログでの掲載に対する反訴原告の応答

これらの Web 上でのやり取りの後、平成26年5月11日に、反訴原告は自ら、別ブログの上記(1)の書込みに対して以下のようなコメントを Facebook 上に載せている(甲36)。

「真夜中にこんな書き込みを見つけました。…私が『ある種の建設利権問題で板橋区議会の自民党と』共闘しているそうです(自民党さんゴメンナサイ)。「松崎区議の悪質性があらわにできそうなら」とおっしゃっていますが、会いに来られればすぐにあらわになります。」

(3) 再度の別ブログでの掲載

その後、同様の問題で、上記と同じ別ブログで以下のようなコメントが平成26年6月6日に載せられた(甲37)。

「1. 政治将校@情報 2014年06月06日 07:01

板橋のホテル館の隣には、区が管理していると思われる数百坪の空き地がある。

ホテル館を潰して、医療介護サービス付高齢者住宅か特養をつくろうという話が自民区議周辺でささやかれている。

これに運営主体として、板橋区に小豆沢病院という拠点をもつ民医連が滑り込もうと触手を伸ばしているとの話がある。

区の土地の上で建設工事利権は自民が、区立施設として完成する施設を指定管理者として運営する利権は共産党系医療団体が握る。もちろん、小

豆沢病院は選挙において松崎区議をはじめとする共産党板橋区議団を身内として全面支援している。

ここに板橋区では菊田区議をはじめとする自民区議団と松崎区議ら日本共産党区議団の利権追求上の共闘が現れた。

攻撃の標的は、ホテル館の責任者だった阿部博士だ。しかし、松崎お馬鹿の失敗は、日本共産党最高幹部たちの弱味を握り、不破一家とも父親の代から親密な付き合いのある小沢一郎氏最側近、平野貞夫元参院議員にまで攻撃の矢を射ってしまったことだ。」(後略)(下線部については同上)

(4) 再度の掲載に対する反訴原告の反応

この2度目のサイトでの掲載後、再び反訴原告は、平成26年6月26日に自ら、別ブログの上記(3)の書込みに対して、以下のとおりコメントを載せている(甲38)。

「今さらながら、こんな書き込みをみつけた。

『松崎いたる』という区議会議員は、そうとうな『ワル』のようですので、みなさま、お気をつけください。(迷惑がかかりそうな人や団体だけ、モザイクにしました)」

さらに反訴原告は、反訴請求の訴え提起の直前の平成27年9月6日にブログに「繰り返される陰謀論」と題して以下のとおり投稿している(甲39)。

【 繰り返される陰謀論

さらに元職員(ホテル博士)は、この温室植物園の閉館・解体にかかわって『ホテルよ、福島にふたたび』のなかで、ある「陰謀」があったと主張しています。

「とんでもない計画の全貌を聞くことになったのは、1992年の1月でした。私の耳に『温室植物園』が6月いっぱい閉鎖される」との知らせが届いたのです。そして、私は区内にある『赤塚植物園』に異動になる

と…。だんだん裏事情がわかってきました。東京都から出向していた当時の課長が、植物園内につくった生態系空間の規模を広げて、『マレーシアの熱帯を再現したい』と言い出したのです。密かに準備を進め、建設会社とも話をつけていた。後に報道された記事によると、どうやら建設会社との癒着関係にあったらしいですね。『マレーシア館』を新設するには、ホテルも阿部も邪魔だった。そこで植物園を閉鎖して、私を異動させようと考えたわけですから（100～101ページ）。

「後に報道された記事」とはどの記事なのか？さだかではありませんが、「建設会社との癒着関係」なるスキャンダルが板橋区政や区議会で問題になったことはありません。職員の異動は自治体職場では通常当然のようにあることで、なんら不自然なことではありません。

『陰謀論』にもとづく主張はこの時だけではありません。

これとよく似た話を最近も繰り返しています。

2015年3月15日付日経ビジネスオンラインは「ニュースを斬るホテルの光を取り巻く闇、渦中のA氏を直撃！」をネット上に公開しました。】（以下略）

（なお、Web上このアンダーラインのところをクリックすると日経BP社の掲載記事のところにアクセスできるように設定されている）

（5） 以上(1)乃至(4)を踏まえての評価

結局、別ブログでの掲載に対する反訴原告の反応を読むと、何の社会的信用の失墜もないと反訴原告自身が考えているのであり、反訴被告のみに対して今回のような訴えを提起したという状況にある。別ブログを作成し開示した者への責任追及の素振りもなければ、日経BP社や編集者・取材者らに対する責任を追及する様子もない。結局反訴請求は、単に、本訴原告からの訴訟提起の意義を減殺させようとする目的に出たものというしかない。

実際、反訴原告は、反訴被告が日経BP社に情報提供する以前の、平成26年6月26日に自ら、Facebookに上記(4)のように、別ブログの上記(3)の書込みに対してコメントした際に、さらに、「広げてください。こんな妄想を

相手にしていいです。」(原文のママ)「どうぞシェアしてください」とし(甲38)、「妄想」だとしてまったく上記内容を意に介さず、みずからその内容を広く知らしめようとしているところであり、社会的信用の失墜ととらえている様子は欠片もない。しかも、誰も、別のソーシャルネットワークで拡散してもしないのに、本件記事を自らブログでリンクを張って紹介し拡散している始末(甲39)である。

以上のように、本件記事によって反訴原告の社会的信用が失墜している状況は全くなかったと考えざるを得ない。

第4 求釈明

反訴被告は反訴原告に対して以下の点の釈明を求める。

- 1 反訴原告は「日本共産党・民青同盟悪魔の辞典+キンピー問題笑える査問録音公開中」と題するブログの主宰者に対して名誉棄損に基づく損害賠償請求のための行動をとったか。

とったという場合には、いつどのような形でとられたかを文書等を提示して明らかにされたい。

とっていないという場合には、なぜとらないのかその理由を明らかにされたい。

- 2 反訴原告は、日経BP社及び取材者を相手に名誉棄損に基づく損害賠償請求のための行動をとったか。

とったという場合には、いつどのような形でとられたかを文書等を提示して明らかにされたい。

とっていないという場合には、なぜとらないのかその理由を明らかにされたい。

以上